

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 25 日

福島県知事 殿



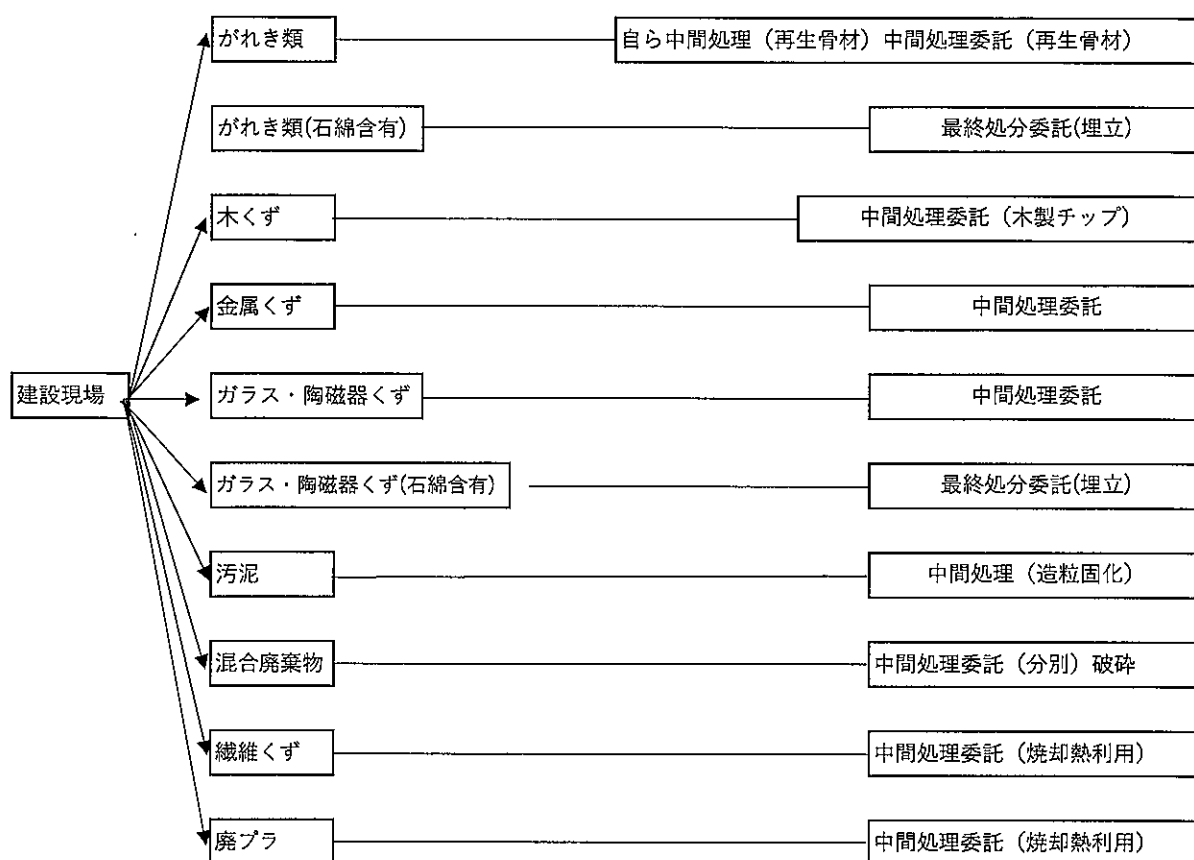
提出者

住 所 福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708-9
氏 名 株式会社東北入谷まちづくり建設
代表取締役 小野 太成
電話番号 0242-27-1248

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社東北入谷まちづくり建設
事業場の所在地	福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708-9
計画期間	令和8年 4 月 1 日～令和9年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 産業廃棄物処理業
② 事業の規模	完成工事高（令和7年度実績）23,000万円
③ 従業員数	67名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙記載

(第1面) ④ 別紙記載



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 廃棄物担当役員 (代表取締役) 環境管理委員会：廃棄物の発生抑制、再利用、中間処理、適正処置の推進 廃棄物処理総括責任者(土木部 部長)：廃棄物処理の策定 産廃管理者(土木部 部長)：産廃処理計画、廃棄物管理票の発行業務 I S O委員会：各作業所における分別確認			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (7年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注量の増減が激しいため特に取組んではない。 産業廃棄物の種類及び排出量は別紙記載		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現場施工方法の創意工夫及び発注者との協議を行い、発注量の抑制を図る。 産業廃棄物の種類及び排出量は別紙記載		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (がれき類) 鉄筋コンクリート殻と無筋コンクリート殻及びアスファルト殻を現場搬出の段階で分別している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (廃プラスチック) 発生量は少量であるが、廃プラスチックの廃棄物より紙類、木くず等の分別化を推進し、混合廃棄物の抑制に努める。		

(第2面) 別紙記載

産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項											
①現状	【前年度（令和7年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類 (石綿含有)	木くず	金属くず	陶磁器くず ガラス	陶磁器くず ガラス (石綿含有)	汚泥	混合廃棄物	繊維くず	廃プラスチック
	排出量	5391.72 t	0.55 t	62.64t	3.62t	15.22 t	0.69 t	3.31t	2.94t	0.39t	18.50t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類 (石綿含有)	木くず	金属くず	陶磁器くず ガラス	陶磁器くず ガラス (石綿含有)	汚泥	混合廃棄物	繊維くず	廃プラスチック
	排出量	5400t	0 t	60.0t	2.0t	14.0t	0 t	2.0t	2.0t	0t	17.0t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) (がれき類) 現場発生のがれき類は、すべて自社破砕施設において中間処理し再生骨材として、再利用している。 産業廃棄物の種類及び産廃量は別紙記載		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 発注者との協議において、可能な限り再生骨材の使用に努める。 産業廃棄物の種類及び産廃量は別紙記載		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 工事により発生した、がれき類は全量为目标に当社処理施設にて再生骨材として中間処理をおこなっている。 産業廃棄物の種類及び産廃量は別紙記載		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後とも、使用資材の選定にあたっては再生骨材の使用に努める。 産業廃棄物の種類及び産廃量は別紙記載		

【前年度（7年度）実績】

[illegible]

【目標】

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（7年度）実績】

[illegible]

【目標】

[illegible]

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	前年度（ 7年度 ）実績		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の種類及び産廃量は別紙記載		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の種類及び産廃量は別紙記載		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	前年度（ 7年度 ）実績		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) (がれき類) 自社廃棄物処理施設において再生骨材を生産、全数処理を目標におこなっている。 (廃プラスチック) 木片、紙類、鉄類の混合を避ける分別の推進。 (木くず) 木質チップを製造する再生利用業者を選定し処分を委託。 産業廃棄物の種類及び委託量は別紙記載		

(第 4 面) 別紙記載

[illegible]

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) (混合廃棄物) できるだけ分別を促進し混合廃棄物の抑制に努める。 (廃プラスチック) 今後とも、分別の細分化に努める。 産業廃棄物の種類及び委託量は別紙記載		
※事務処理欄			

(第 5 面) 別紙記載、

[illegible]

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。